

第19期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト（3F）

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

株主の皆様におかれましては、可能な限り「書面（郵送）」又は「電磁的方法（インターネット等）」による議決権の事前行使へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議決権
行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時45分まで

ご連絡

本定時株主総会では、お土産のご用意はございません。
ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

証券コード 6071

2025年 3月 12日

(電子提供措置の開始日 2025年 3月 5日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目23番7号

株 式 会 社 I B J

代表取締役社長 石 坂 茂

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

定時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第19期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト：https://www.ibjapan.jp/ir/stockholders_meeting

東証ウェブサイト：<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

なお、当日のご出席に代えて、「書面（郵送）」又は「電磁的方法（インターネット等）」によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後6時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

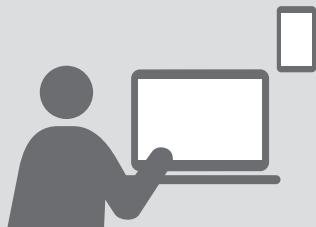
1. 日 時	2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエスト（3F）
3. 目的事項	報告事項 1. 第19期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第19期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の定めにより、下記の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表、
 - 連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告

議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使



行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後6時45分

当社指定の議決権行使サイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください。

書面（郵送）による議決権行使



行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後6時45分

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

当日ご出席の場合



開催日時

2025年3月27日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を定時株主総会当日、会場受付にご提出ください。
(受付開始 午前9時30分)

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合の注意点

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の書面（郵送）と電磁的方法（インターネット等）による方法の双方で議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。

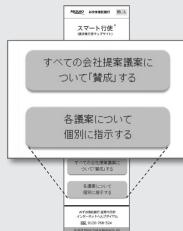


※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回** に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

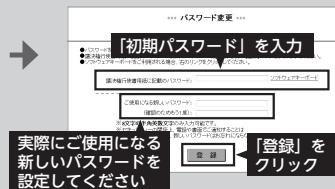
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
受付時間
0120-768-524 年末年始を除く午前9時～午後9時

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、財務体質の強化及び更なる事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた剰余金の配当を積極的に行うことを基本方針としております。

上記の方針に基づき、今後の成長投資への内部留保を総合的に判断した結果、1株当たりの期末配当を8円とさせていただきたいと考えております。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金8円
配当総額 302,302,352円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月28日

【ご参考】1株当たりの配当金 (円)



第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者氏名	現在の当社における地位	候補者属性	取締役会 出席回数
1	いしざか しげる 石坂 茂	代表取締役社長	<input type="checkbox"/> 再任	13/13回
2	つちや けんじろう 土谷 健次郎	取締役副社長	<input type="checkbox"/> 再任	13/13回
3	よこがわ やすゆき 横川 泰之	取締役	<input type="checkbox"/> 再任	13/13回
4	うめづ こうぞう 梅津 興三	社外取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立役員	13/13回
5	むらかみ めぐむ 村上 芽	社外取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立役員	10/10回
6	きとう まい 佐藤 舞	社外取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立役員	10/10回

※村上芽氏、佐藤舞氏においては2024年3月就任のため、就任以降の開催数となっております。

候補者番号 1	いしぎか しげる 石坂 茂 (1971年9月6日生)	所有する当社の株式数 11,930,000株
再任	<p>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1995年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>2006年 2月 当社代表取締役社長（現任） 会社事業全般の業務執行の統括</p> <p>2021年 12月 株式会社HITOSUKE 社外取締役</p> <p>2022年 3月 株式会社ZWEI 取締役</p> <p>10月 IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社 取締役</p> <p>12月 株式会社Faber Company 社外取締役（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>石坂茂氏は、2006年に当社を設立し、「ご縁がある皆様を幸せにする」という経営理念のもと、成婚サポート力、お見合いシステム、圧倒的な会員基盤といった同業他社にはない独自の強みを作り上げ、ITとサービスを融合させた複合的なビジネスモデルを展開しております。豊富な経営経験と高い見識、判断力によって、当社グループの取締役を歴任し、人材育成や営業メソッド、コンプライアンス体制の確立等、グループ全体の企業価値向上に貢献してまいりました。今後も、当社グループの長期的な企業価値向上及び成長戦略の推進に寄与することが期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号 3	よこがわ やすゆき 横川 泰之 (1981年1月31日生)	所有する当社の株式数 21,000株
再任	<p>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</p> <p>2009年10月 株式会社アイヴィジョン 代表取締役社長</p> <p>2012年 3月 株式会社スタイル・エッジ 取締役副社長</p> <p>2016年 6月 当社入社 事業企画室付 統括マネジャー</p> <p>10月 ラウンジ事業部 統括マネジャー</p> <p>2017年 3月 当社取締役（現任）</p> <p>2018年 1月 ラウンジ事業部 統括</p> <p>2019年 1月 株式会社サンマリエ 代表取締役</p> <p>2022年 4月 コミュニティ事業本部 統括</p> <p>2023年 1月 FP事業部 統括 株式会社セルフフィット 代表取締役 株式会社サロンセルフフィット 代表取締役</p> <p>2024年 1月 株式会社オーネット取締役副社長（現任）</p> <p>2024年10月 営業本部統括（現任）</p> <p>2024年12月 加盟店本部統括（現任）</p>	
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>横川泰之氏は、IT業界で代表取締役を経験し、当社グループ会社の代表取締役を務めるなど、企業経営者としての優れた能力を有しております。また、当社においてラウンジ本部、コミュニティ事業本部など複数の事業部にて統括を歴任し、その営業実績やマーケティングノウハウ、人材育成やコンプライアンスといった組織形成の確立において、強力なリーダーシップを発揮してまいりました。これらのことから、当社グループの長期的な企業価値向上及び成長戦略の推進に寄与することが期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号 4	うめづ こうぞう 梅津 興三 (1940年4月30日生)	所有する当社の株式数 1,100株
再任 社外 独立役員	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） 1965年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行 1996年 2月 同社 常務取締役 6月 興銀NWアセットマネジメント株式会社 （現アセットマネジメントOne株式会社） 代表取締役社長 2008年 5月 株木建設株式会社 顧問 6月 エヌユー知財フィナンシャルサービス株式会社 代表取締役会長 2016年 6月 株式会社日本生科学研究所（現ミアヘルサ株式会社） 社外取締役 2022年 3月 当社社外取締役（現任）	
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 梅津興三氏は、株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）、興銀NWアセットマネジメント株式会社（現アセットマネジメントOne株式会社）、エヌユー知財フィナンシャルサービス株式会社で要職を歴任し、財務・資本政策に関する高い知見、金融機関における企業経営者としての豊富な経験及び人脈を有しております。当社が持続的な成長に向けて戦略的な事業投資を推進していくなかで、これらの経験を活かした的確な提言に加え、業務執行に対する監督機能を発揮していただき、当社グループの更なる発展と企業価値向上に寄与していただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号 5	むらかみ めぐむ 村上 芽 (1975年4月23日生)	所有する当社の株式数 -
再任 社外 独立役員	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） 1999年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 2003年 3月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行） 退社 4月 株式会社日本総合研究所入社、研究事業本部（現リサーチ・コンサルティング部門） 配属 2010年 4月 同社 創発戦略センター配属 2024年 3月 当社社外取締役（現任） 7月 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター チーフスペシャリスト（現任）	
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 村上芽氏は、現在、株式会社日本総合研究所 創発戦略センターでESG分野の企業調査、SDGsと企業経営、気候変動と金融、子どもの参加論を専門分野として研究し、内閣府「少子化社会対策大綱の推進に関する検討会」委員、東京都環境審議会臨時委員、大阪府SDGs有識者会議メンバーとしても参加し、サステナビリティに対する高い知見を有しております。当社グループが持続的な成長を推進していくなかで、これらの経験及び実績を活かし、会社経営へ適切な監督・助言をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号 6	さとう まい 佐藤 舞 (1989年8月11日生)	所有する当社の株式数 200株
再任 社外 独立役員	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） 2012年 4月 株式会社シリウス入社 2014年 5月 豊島硝子株式会社入社 2017年 6月 SRCdata（個人事業主）開業 2020年 3月 合同会社デルタクリエイト 代表（現任） 2024年 3月 当社社外取締役（現任）	
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 佐藤舞氏は、国立福島大学経済経営学類に入学後、統計学、マーケティングを学び、在学中に株式会社野村総合研究所主催の「マーケティング分析コンテスト」に入賞。2017年に独立しデータ分析・統計解析事業をはじめ、現在では合同会社デルタクリエイトの代表としてYouTubeチャンネル「謎解き統計学 サトマイ」を運営し、ビジネス統計学の専門家、マーケティングリサーチャーとして高い知見を有しております。当社グループが持続的な成長を推進していくなかで、これらの経験及び実績を活かし、会社経営へ適切な監督・助言をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 梅津興三氏、村上芽氏及び佐藤舞氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 梅津興三氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。また、村上芽氏及び佐藤舞氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、会社役員の状況「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。
5. 梅津興三氏、村上芽氏及び佐藤舞氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役高橋修平氏は、本総会終結の時をもって辞任されますため、補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	よねだ こういちろう 米田 耕一郎 (1958年2月2日生)	所有する当社の株式数 -
新任 社外 独立役員	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） 1980年4月 自治省（現総務省）入省 2001年1月 国土交通省土地・水資源局土地情報課長 2002年4月 財団法人自治体国際化協会北京事務所長 2008年7月 総務省自治税務局企画課長 2009年7月 滋賀県副知事 2011年7月 地方公務員共済組合連合会事務局長 2013年8月 総務省自治税務局長 2018年6月 首都圏新都市鉄道株式会社代表取締役専務 2023年6月 一般財団法人資産評価システム研究センター理事長（現任）	
	（社外監査役候補者とした理由） 米田耕一郎氏は、自治省（現総務省）、国土交通省、財団法人自治体国際化協会などで要職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、企業認知・会社の信頼の向上に向けた取り組みをさらに強化できると判断しております。 また、滋賀県副知事、地方公務員共済組合連合会事務局長、自治税務局長などのご経験もあることから、当社の今後の展開に適切な助言をいただけることが期待されるため、監査役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 米田耕一郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 米田耕一郎氏の選任が承認された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
4. 米田耕一郎氏の選任が承認された場合には、米田耕一郎氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。
5. 当社は、取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、会社役員状況「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

<ご参考>

社外役員の独立性判断基準

当社では、社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）を独立役員候補者として取締役会又は監査役会で選定するにあたっては、以下のいずれにも該当することなく、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること等を満たす人物を独立役員の候補者として取締役会で選定しております。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者であった者、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその執行者
3. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に帰属する者をいう）
5. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその執行者
7. 過去3年間において、上記1から6までに該当していた者
8. 上記1から7までに挙げる者（重要でない者を除く）については、その近親者
9. その他、上記1から8までに該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者

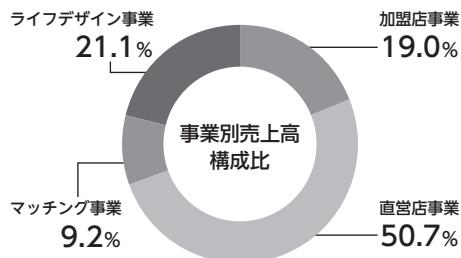
以上

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項 企業集団の現況

	第19期	前連結会計年度比
売上高	177億39百万円	0.5%増
営業利益	25億79百万円	15.6%増
経常利益	25億61百万円	11.7%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	15億23百万円	6.5%減



(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本国内の経済環境は、金融市場に不安定な動きがみられるものの、景気の先行きは内需主導で緩やかな回復が予想され、個人消費が5四半期ぶりに増加するなど、景気の踊り場を抜けて持ち直しの動きがみられました。

一方、少子化の進行に伴う労働力不足や経済成長の停滞懸念は解消されておらず、近年ではさらに国内全体の婚姻件数についても一段と減少が進みつつある状況です。婚活市場については、コロナ禍で急成長した婚活マッチングアプリ市場において、利用者増加に伴うマッチングの難しさや詐欺被害などの問題も浮上しております。これを受けて結婚相談所においては、各種証明書により婚活の真剣度と信頼性を確保する取り組みや、人的なサポートを求める方への結婚の支援、少子化対策・地方創生を目的とした官民連携による取り組みが一層進んでおります。

このような状況のもと、国内外の経済活動の影響を少なからず受けておりますが、当社グループにおきましても更なる事業規模拡大を目的とした知名度向上策や、国策の一助となるべく様々な施策を講じ、引き続き業容の拡大に努めました。

当連結会計年度の売上高は17,739,874千円(前連結会計年度比0.5%増)、営業利益は2,579,086千円(同15.6%増)、経常利益は2,561,662千円(同11.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,523,551千円(同6.5%減)となりました。

各セグメントの売上高及び事業利益は以下のとおりであります。

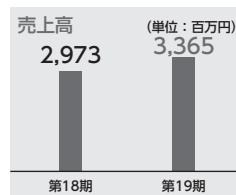
なお、事業利益は、営業利益+減価償却費+のれん償却費+長期前払費用償却費としております(内部取引調整済み)。

加盟店事業

売上高

3,365百万円
(前連結会計年度比 13.2%増)

第1四半期からの継続施策により順調に推移、結婚相談所数の増加とオーネットの提携効果によって、結婚相談所の新規入会者は前年同期比で34.2%増を達成しました。新規開業件数については、新規広告媒体・新規の営業ルートの開拓を継続していることで、当連結会計年度において964件と堅実な成長を維持しており、加盟結婚相談所件数は12月末時点で4,502社（前連結会計年度比9.1%増）と、順調に推移しております。これらの理由により、セグメント売上高は3,365,028千円（前連結会計年度比13.2%増）、事業利益は2,227,757千円（同21.9%増）となりました。

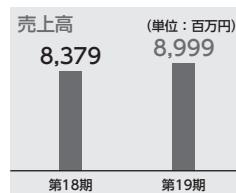


直営店事業

売上高

8,999百万円
(前連結会計年度比 7.4%増)

直営店事業は、当連結会計年度において、IBJメンバーズでは平均入会金単価が向上、パーティーからの入会施策と並行してWEB媒体からの入会にも注力し、入会数も堅調に推移しています。また、ZWEIではマーケティング施策が奏功、サンマリエではマッチング事業との連携強化によるパーティーからの入会が好調であることから、直営店事業全体の入会数は前連結会計年度比10.3%増の伸長となっております。これらの理由により、セグメント売上高は8,999,538千円（前連結会計年度比7.4%増）、事業利益は2,062,006千円（同11.4%増）となりました。

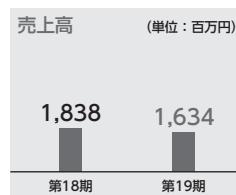


マッチング事業

売上高

1,634百万円
(前連結会計年度比 11.1%減)

パーティー事業は、キャンペーンと新たな広告媒体（サイト掲載）によって開催本数が増加、広告効率が大幅に向上しました。アプリ事業は、売上高、事業利益については堅調に業績を維持、引き続き有料会員の増加を目指し、サービスのブラッシュアップ施策を講じております。これらの理由により、当連結会計年度において、セグメント売上高は1,634,736千円（前連結会計年度比11.1%減）、事業利益は224,611千円（同33.0%減）となりました。

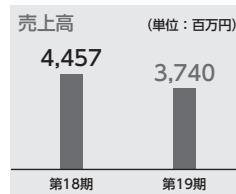


ライフデザイン事業

売上高

3,740百万円
(前連結会計年度比 16.1%減)

ライフデザイン事業は、当連結会計年度において、結婚相談所事業の成婚組数増加に伴い、サービス利用者が順調に増加、指輪の成約件数、保険の面談件数等、各KPIが好調に推移、安定的に収益を確保することができております。また、趣味・コミュニティ事業においては、韓国語教室やボイトレスクールを運営する株式会社K Villageの語学コミュニティ事業の生徒数が引き続き増加、音楽コミュニティ事業ではFCの開業数が好調に伸長しました。この結果、セグメント売上高は3,740,570千円（前連結会計年度比16.1%減）、事業利益は622,080千円（同22.0%増）となりました。



②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の会社の設備投資は加盟店事業では80,038千円、直営店事業では122,237千円、マッチング事業では64,171千円、ライフデザイン事業では216,567千円であります。その主なものは、ソフトウェアの開発、機能拡充や店舗の新設、増床、改修であります。

③資金調達の状況

当社グループは、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,730,000千円の当座貸越契約等を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は1,160,000千円であります。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

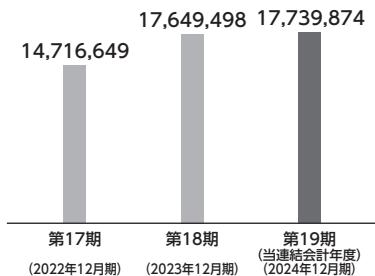
⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

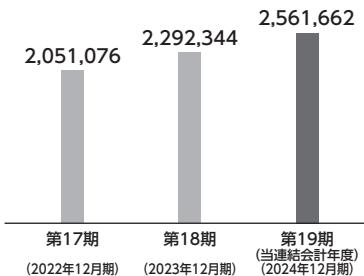
(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

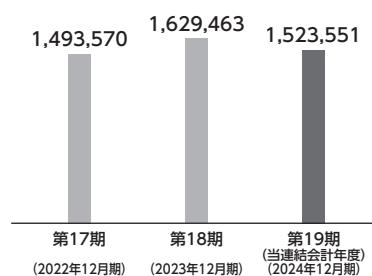
売上高 (単位：千円)



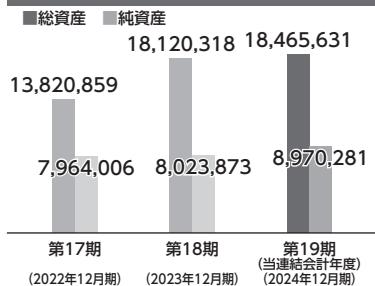
経常利益 (単位：千円)



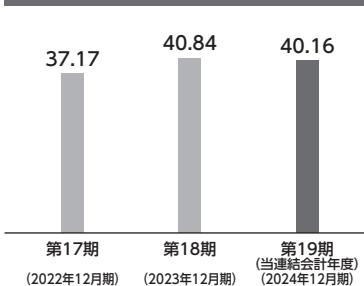
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)



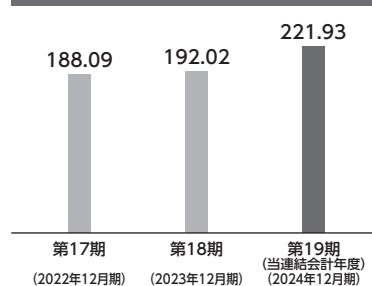
総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第16期 (2021年12月期)	第17期 (2022年12月期)	第18期 (2023年12月期)	第19期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高	(千円)	14,081,231	14,716,649	17,649,498	17,739,874
経常利益	(千円)	1,426,577	2,051,076	2,292,344	2,561,662
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	1,054,106	1,493,570	1,629,463	1,523,551
1株当たり当期純利益	(円)	26.33	37.17	40.84	40.16
総資産	(千円)	13,314,594	13,820,859	18,120,318	18,465,631
純資産	(千円)	6,623,445	7,964,006	8,023,873	8,970,281
1株当たり純資産額	(円)	154.10	188.09	192.02	221.93

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

		第16期 (2021年12月期)	第17期 (2022年12月期)	第18期 (2023年12月期)	第19期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高	(千円)	5,777,883	7,031,554	7,523,124	7,506,200
経常利益	(千円)	1,527,590	1,808,057	1,616,334	2,315,048
当期純利益	(千円)	910,774	1,371,656	1,326,713	1,714,885
1株当たり当期純利益	(円)	22.75	34.14	33.25	45.21
総資産	(千円)	10,514,544	11,132,191	13,293,335	14,058,027
純資産	(千円)	6,110,355	7,426,547	7,210,088	8,276,202
1株当たり純資産額	(円)	152.59	184.58	183.33	218.04

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社サンマリエ	8,000千円	100.0%	婚活支援事業
株式会社K Village (注) 1、2	100,000千円	44.3%	趣味・コミュニティ事業・ 美容コミュニティ事業
IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社	30,000千円	100.0%	住まい・住宅ローン関連事業
株式会社ZWEI	462,372千円	100.0%	婚活支援事業
株式会社セルフフィット	10,000千円	100.0%	フォト事業
株式会社アイモット (注) 3、4	5,000千円	44.3% (44.3%)	エンタメ (ライブ) 企画制作事業

(注) 1. 株式会社K Villageの持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。

2. 株式会社K Village Tokyoは2024年4月1日をもって株式会社K Villageに社名変更しております。

3. 株式会社K Villageが100%出資する当社の連結子会社 (孫会社) であります。

4. 議決権比率の () 内の数値は、間接保有による議決権比率を内数で表記しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「ご縁がある皆様を幸せにする」という経営理念のもと、成長ドライバーである結婚相談所事業（加盟店事業、直営店事業）をメインに、ITとサービスを融合させた複合的なビジネスモデルを展開。成婚サポート力、お見合いシステム、圧倒的な会員基盤という同業他社にはない独自の強みを活かし、最大級の結婚相談所プラットフォームを運営しております。

また、成婚者及び婚活会員に対して住まい、ウエディング、保険などの周辺サービスを提供するライフデザイン事業を展開し、LTV（ライフタイムバリュー）向上及び事業領域拡大を図っております。当社グループは、このような強みや事業展開を背景に、工夫と創造や変革と挑戦に取り組む姿勢を全社的に持ち、顧客満足度の高いサービスを提供し続けることで、収益性の高い事業へと発展してまいります。

さらに、少子高齢化問題、人口減少問題、地方問題など日本における複数の社会問題の解決に貢献していくことは当社グループの強みでありビジョンであります。特に成婚者数と加盟結婚相談所数の増加は、これらの日本の社会問題解決に直接的に資するものだと考えており、これに注力してまいります。

以上のことを踏まえ、2025年2月12日に「KPIと中期経営計画の見直し、および2025年1月KPI報告について」を新たに開示し、2025年12月期よりKPIと中期経営計画の一部見直しを行いました。新たな2027年目標を「成婚組数2万組（うち確認ベース1万組）」「結婚相談所数7千社」「IBJ課金会員数14万人」と再設定し、より業績に直結するKPIにすることで実態把握と予測を行え、加えて中期経営計画を見据えた業績成長を続けることで市場規模の拡大を図ります。また、国や自治体の連携も積極的に行い、少子化問題に対してもアプローチを続けることで、社会貢献性の高い事業成長を目指してまいります。

①株式会社オーネットとの資本業務提携によるIBJ結婚相談所プラットフォームの付加価値の大幅向上とそれに伴う収益性の向上

重要指標として掲げる成婚組数を伸ばすためには、マッチング（引き合わせ）だけでなく、マッチング後の婚約や結婚までのアナログなサポート、最終的には相談所仲人が婚約までを見届けることが重要であると考えており、その担い手である仲人の増加のため、全国に加盟結婚相談所を拡大してまいります。

また、2023年12月27日に株式会社オーネットと戦略的な資本業務提携契約を締結。オーネットがIBJプラットフォームに加盟し、IBJの付加価値はより向上し強固なものとなりました。IBJは引き続き、重要指標の加盟結婚相談所拡大に向けて積極的な営業活動を推進し、組織体制の強化や人材育成にも注力します。今後更なる事業拡大を図ると同時に、商品価値の向上に合わせて各商材の段階的な値上げを行い、収益性を高めてまいります。

②パーティー事業の刷新とゲートウェイサービスとしての機能を再強化

パーティー事業はアフターコロナにおける顧客のニーズ変容によって、マッチングアプリとのバッティングが発生し、パーティー参加者が一時的に減少いたしました。

それに対し、2024年はパーティー形態の一新を行いプレミアムパーティーと呼ばれる、異性から高評価を受けた会員のみが参加できる特別な婚活パーティーの開催により参加者数と収益の増加を図りました。

また、サービス名称を「PARTY☆PARTY」から「IBJ Matching」に変更し、IBJブランドを押し出すと同時に、対面の婚活パーティーとデジタルのマッチングアプリ双方の強みを生かしたサービスへの改革を進め、継続的な参加者数とパーティー開催本数の増加に努めてまいります。

そして、婚活パーティーをメインの集客チャネルとしている直営店の入会数も連動し、向上させることで、中期経営計画に定める重要指標への寄与を目指します。

③新たに「マッチングプラットフォーム」を構築

台頭するマッチングアプリとの差別化を図るべく、結婚相談所プラットフォームを運営するIBJならではのノウハウやシステムを活かしたマッチングサービス向けの婚活プラットフォームを構築してまいります。これにより結婚相談所事業の見込み客となるマッチング会員基盤の拡大や地方自治体との連携を図ってまいります。中期的には海外のマッチングアプリの参画も視野に入れ、飛躍的な成長を狙っております。

④ライフデザイン分野のM&A

既存事業の成長投資に加え、2026年までに営業利益5～10億円規模のM&A実施により、収益及び事業拡大を図ってまいります。M&A対象としては、IBJの会員基盤及び加盟店基盤を活用できるウェディング、家事代行、教育、美容、地域創生など既存事業とのシナジーが高い事業を狙っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業区分	事業内容
加盟店事業	<p>当事業は開業支援事業と加盟店事業より構成されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開業支援事業は、法人・個人向けの結婚相談所事業の開業支援を中心に、当社が提供する日本最大級の結婚相談所ネットワーク「IBJ」を利用する結婚相談所事業者の開業営業を事業としております。 ・加盟店事業は、加盟相談所及びそのお見合い会員に対して、会員管理やお見合いセッティング等の、お見合い基幹システムの提供や、結婚相談所事業者が加盟する「IBJ」の運営を事業としております。
直営店事業	<ul style="list-style-type: none"> ・直営店事業は、主要都市及びターミナル立地に特化した「IBJメンバーズ」、プロ仲人専任サービスが特徴の「サンマリエ」、日本全国に53店舗展開する「ZWEI」の3ブランドを直営結婚相談所として運営しており、直営店事業のお見合い会員に対する結婚相談カウンセリングやお見合いセッティング・交際管理等、対面型の結婚相手紹介サービスの提供を事業としております。
マッチング事業	<p>当事業はパーティー事業とアプリ事業より構成されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーティー事業は、直営店による婚活パーティーの企画、運営に加えて外部会場や地方自治体主催の婚活パーティーを実施する「IBJ Matching (旧：PARTY☆PARTY)」を事業としております。 ・アプリ事業は、専任カウンセラーの婚シェルが出会いまでをサポートする婚活アプリ「ブライダルネット」に加えて、「youbride」など複数のマッチングサービスを提供しております。
ライフデザイン事業	<p>当事業は、趣味・コミュニティ事業、住まい事業、保険代理店事業、ウエディング事業により構成されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社K Villageの趣味・コミュニティ事業は、日韓最大のコミュニティを創ることを目的として、韓国語教室の運営、韓国留学支援、ボイストレーニングスクール「NAYUTAS (ナユタス)」の運営、K-POPアイドル等のライブ企画を手掛けるエンタメ事業、美容コミュニティ事業を展開しております。 ・IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社の住まい事業は、物件の紹介や不動産賃貸、住宅ローンの提供等を事業としております。 ・保険代理店事業は、人生設計のサポートやリスクヘッジ、財産形成のニーズへの保険提案を事業としております。

(6) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

①当社

本 社	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
店 舗	東京都新宿区西新宿一丁目13番12号 他23店舗

②子会社

株式会社サンマリエ	本社 (東京都新宿区)、店舗 (新宿区 他8店舗)
株式会社K Village	本社 (東京都新宿区)、校舎 (新宿区 他33店舗)
IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社	本社 (東京都新宿区)、店舗 (新宿区 他1店舗)
株式会社ZWEI	本社 (東京都中央区)、店舗 (中央区 他52店舗)
株式会社セルフフィット	本社 (大阪府大阪市)、店舗 (大阪市 他3店舗)
株式会社アイモット	本社 (東京都渋谷区)

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
加 盟 店 事 業	95名 (13)	12名増 (12名増)
直 営 店 事 業	488名 (151)	46名減 (31名減)
マ ッ チ ン グ 事 業	110名 (0)	13名増 (－)
ラ イ フ デ ザ イ ン 事 業	151名 (120)	21名増 (26名増)
全 社 (共 通)	81名 (23)	2名増 (7名減)
合 計	925名 (307)	2名増 (－)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、期末人数を()内に外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	145名	2名減	33.0歳	5.1年
女性	319名	39名減	34.5歳	4.4年
合計又は平均	464名	41名減	34.0歳	4.6年

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、その総数が使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第二位以下を四捨五入しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	3,206,044千円
株式会社りそな銀行	530,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	430,835千円
株式会社横浜銀行	300,000千円
株式会社三井住友銀行	227,500千円
株式会社大垣共立銀行	225,335千円
株式会社名古屋銀行	187,500千円
三井住友信託銀行株式会社	50,000千円

(注) 1. 当社グループは、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引銀行7行と総額2,730,000千円の当座貸越契約等を締結しております。

2. 当該契約に基づく当連結会計年度末における借入実行残高は1,160,000千円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年12月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 139,320,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 42,000,000株 |
| (3) 株主数 | 6,950名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
石坂 茂	11,930,000株	31.57%
中本 哲宏	3,632,800株	9.61%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,379,100株	8.94%
株式会社T Nnetwork	3,240,000株	8.57%
土谷 健次郎	2,146,700株	5.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,899,600株	5.03%
桑原 元就	648,800株	1.72%
IBJ従業員持株会	523,050株	1.38%
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO.,LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AG FUND 2024-09(LIMITED OT FINANC IN RESALE RSTRCT)	320,000株	0.85%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	289,178株	0.77%

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,212,206株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を除いて計算しております。
3. 持株比率は、小数点以下第2位未満を四捨五入して表示しております。

3. 会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

5. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石坂 茂	(担当) 会社事業全般の業務執行の統括 (兼職) 株式会社Faber Company 社外取締役
取締役副社長	土谷 健次郎	(担当) コミュニティ事業部 管掌役員
取締役	横川 泰之	(担当) 営業本部 統括 加盟店本部 統括 (兼職) 株式会社オーネット 取締役副社長
取締役(社外)	梅津 興三	—
取締役(社外)	村上 芽	(兼職) 株式会社日本総合研究所 創発戦略センターチーフスペシャリスト
取締役(社外)	佐藤 舞	(兼職) 合同会社デルタクリエイト 代表
常勤監査役	二ツ矢 有紀	—
監査役(社外)	寺村 信行	(兼職) 株式会社ポイントスリー 監査役
監査役(社外)	高橋 修平	(兼職) 高橋修平法律事務所 代表 一般社団法人弁護士業務デジタル化推進協会 代表理事

- (注) 1. 取締役梅津興三氏、取締役村上芽氏及び取締役佐藤舞氏は、社外取締役であります。
2. 監査役寺村信行氏及び監査役高橋修平氏は、社外監査役であります。
3. 監査役寺村信行氏は、国税庁長官をはじめ要職を歴任され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役梅津興三氏、取締役村上芽氏、取締役佐藤舞氏、監査役寺村信行氏及び監査役高橋修平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(5)社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役、執行役員に加え、会計監査人および子会社の役員も被保険者として含まれています。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①決定方針の決定方法

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

②決定方針の内容の概要

基本報酬（固定報酬）については、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を定めております。各取締役の報酬等の決定に関しましては、取締役会により個別支給額の決定を代表取締役社長に一任する旨を決定しており、代表取締役社長がその裁量により、過去の経験、経営内容及び市場水準、各取締役の貢献度に照らして妥当な報酬等の額を決定しております。

役員賞与（業績連動報酬）については、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を定めております。各取締役の報酬等の決定に関しましては、取締役会により個別支給額の決定を代表取締役社長に一任する旨を決定しており、代表取締役社長がその裁量により、「売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の当事業年度に対する達成度」、「売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の前事業年度実績に対する改善度」、「企業価値を測る指標として当社が重視する経営指標である成婚組数の当事業年度目標に対する達成度」の3項目を総合的に判断し決定しております。

非金銭報酬については、譲渡制限付株式とし、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は、当社業績及び株価の順調な推移を受け、これに適応するため、指名報酬委員会等における継続的な審議を経て、客観性

と透明性を確保したうえで、長期的かつ持続的な成長を図ることを目的に、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬枠を、取締役報酬枠とは別枠で年額240百万円以内としております。対象取締役への支払時期及び具体的配分については、取締役会において決定するものとします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、譲渡制限付株式報酬として新たに発行又は処分される当社の普通株式の総数を年30万株以内としております。なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、5年間から20年間までの間で取締役会が定める期間とします。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ、取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2017年3月27日開催の第11期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）です。

また、別枠で2023年3月24日開催の第17期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のために年額240百万円以内の報酬を支給することについて、決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）です。

監査役の報酬額は、2015年3月25日開催の第9期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

ハ、取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、決定方針に従い、取締役会の決議に基づき代表取締役社長石坂茂氏に、各取締役の報酬等の個別支給額の決定を委任しております。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務や職責等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役の答申を受ける措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから取締役会はその内容が個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬		非金銭報酬等
			基本報酬	賞 与	譲渡制限付株式報酬
取締役 (うち社外取締役)	8名 (5名)	193,664千円 (14,400千円)	113,487千円 (14,400千円)	12,000千円 (-)	68,177千円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	15,018千円 (7,200千円)	14,825千円 (7,200千円)	-千円 (-)	193千円 (-)
合 計 (うち社外役員)	12名 (8名)	208,683千円 (21,600千円)	128,312千円 (21,600千円)	12,000千円 (-)	68,371千円 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
 3. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度における費用計上額を記載しております。

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
 該当事項はありません。

ヘ. 社外役員が親会社等又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
 該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

1. 取締役 梅津興三氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係
 該当事項はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との親族関係
 該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況
 出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100%（13回開催のうち13回出席）となっております。経営トップを務めてきた豊富な経験と経営全般に対する適切な監督機能等の見識を有することから、積極的に助言・提言いただくことを期待しておりましたところ、成長戦略やリスク管理等の幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

2. 取締役 村上芽氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社日本総合研究所創発戦略センターのチーフスペシャリストではありますが、株式会社日本総合研究所と当社の間には取引及びその他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100%（10回開催のうち10回出席）となっております。環境と金融、SDGsに関する専門知識を活かし、積極的に助言・提言いただくことを期待してありましたところ、サステナビリティなどの幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

3. 取締役 佐藤舞氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

合同会社デルタクリエイトの代表ではありますが、合同会社デルタクリエイトと当社の間には取引及びその他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100%（10回開催のうち10回出席）となっております。統計学とデータ分析の専門知識を活かし、積極的に助言・提言いただくことを期待してありましたところ、マーケティング分野などの幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

4. 監査役 寺村信行氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社ポイントスリーの監査役ですが、株式会社ポイントスリーと当社の間には、取引その他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は92%（13回開催のうち12回出席）、監査

役会出席率は93%（15回開催のうち14回出席）となっております。国税庁長官等の豊かな職務経験と高い見識を有することから、経営執行上の管理・監督をすることで当社のコーポレート・ガバナンスをさらに強化すること等、適切な監督機能を堅持する観点から、積極的に助言・提言いただくことを期待してありましたところ、経済企画長官官房長、銀行局長などの主要ポストを務めてきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

5. 監査役 高橋修平氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

高橋修平法律事務所代表であります。高橋修平法律事務所と当社の間には、取引その他特別な関係はありません。

一般社団法人弁護士業務デジタル化推進協会と当社の間には、取引その他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100%（10回開催のうち10回出席）、監査役会出席率は100%（10回開催のうち10回出席）となっております。弁護士としての高度な専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスをさらに強化すること等、適切な監督機能を堅持する観点から、積極的に助言・提言いただくことを期待してありましたところ、専門知識やコンプライアンスなどの幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アリア

(注) 当社の会計監査人でありましたあかり監査法人は、2024年3月25日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意をした理由

①報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	40,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

②監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

非監査業務はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の解任、不再任について下記の項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(解任)

①監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるなど、計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

②監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(不再任)

監査役会は、会計監査人の職務の適正性を総合的に勘案し、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合など、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- (5) 現に受けている業務停止処分に関する事項
該当事項はありません。
- (6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
該当事項はありません。
- (7) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会の決議の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社及び子会社は、法令遵守及び企業倫理の浸透を取締役及び従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知及び社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努めております。
 - ② 内部監査室は、各事業部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査し、当社及び子会社の法令遵守及び企業倫理の浸透への取り組みを横断的に推進しております。また、法令上疑義のある行為等について、当社の監査役のほかに従業員が情報提供を行う窓口としても機能することにより、問題を未然に防止するよう努めております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 「文書保存管理規程」の整備により、当社の取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存しております。
 - ② 当社の取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるようにしております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「事故管理規程」及び「リスク管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各事業部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図っております。また、重大な事故（リスク）が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針

を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社は、中期経営計画及び年度事業計画を策定し、月に1回開催される取締役会において、業績管理の徹底と改善策の提案に努めております。
- ② 経営に重大な影響を及ぼす事項は、当社の取締役会及び経営会議等において審議するとともに、各事業部門を担当する取締役は、戦略方針に立脚した具体的施策と権限規程に基づく業務遂行体制を決定しております。

(5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の事業活動が法令及び定款に適合することを確保し、かつ横断的に業務の適正性と効率性を確保するために定期的な報告ルールの充実を図り、当社及び子会社全体の適正な管理を実践しております。

- ① 子会社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社は、法令遵守及び企業倫理の浸透を取締役及び従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知及び社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努めております。
- ② 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の取締役を当社の取締役が兼務することで、子会社の業務の遂行状況を適宜掌握し、取締役会への報告体制を確保しております。
- ③ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「事故管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、当社及び子会社共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図っております。また、重大な事故（リスク）が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保しております。
- ④ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社の経営理念に基づき、子会社のマネジメントに関する基本原則として「関係会社管理規程」を定めております。
ロ. 当社は、子会社の業績目標達成のために必要な経営管理を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、経営管理部及び内部監査室に対して、随時、必要に応じて監査への協力を求めることができるようにしております。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
経営管理部は、当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して当社の取締役の指揮命令は受けないものとしております。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ①当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制
- イ. 当社の取締役は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と次に定める事項について当社の監査役に対して随時報告しております。
- a. 会社の信用を大きく低下させる恐れのある事項
b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
c. 重大な法令・定款違反その他重要な事項
- ロ. 当社の監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役又は従業員に報告を求めることができ、当該取締役又は従業員はこれに応じております。
- ②子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 子会社における重要な事象については、「リスク管理規程」に基づき当社への報告を義務付け、報告された内容については当社の監査役に報告しております。
- ロ. 当社の監査役と子会社の監査役は、定期的に監査状況について報告及び情報交換を行っております。
- ハ. 子会社の従業員等から内部通報で相談、報告された内容を取りまとめ、重要項目については当社の監査役に報告を行っております。
- これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定めております。
- (9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生ずるすべての費用は、予算に計上して全額負担しております。
- (10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①当社の監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言しております。また、当社及び子会社の各事業部門にも出向いて業務執行を監査しております。
- ②監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととしております。また、当社の代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催しております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2012年2月15日開催の取締役会において、「反社会的勢力に対する基本方針」を決議し、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には、組織全体として毅然とした態度で臨み、不当要求に対しては断固として拒絶いたします。」を基本理念として尊重し、これに沿って体制を構築し運用しております。

社内体制としては、反社会的勢力に対する対応統括部署は経営管理部とし、平素より警察等外部関係機関との連携を緊密に保ち情報収集に努めるとともに、事案の発生時には迅速に対応できる体制を構築しております。また、反社会的勢力対応マニュアルのもと、会社の基本姿勢と対応方針を明確化するとともに、社内研修等の場において定期的に注意喚起を実施し、反社会的勢力との関係を遮断する体制を構築しております。また、新規取引先の取引先調査実施に加え、既往取引先においても途上調査を実施し、関係排除の徹底を制度的にも図っております。

①会社の基本姿勢

反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示し、いかなる形であっても絶対に反社会的勢力との関係を持ちません。

②日常業務での注意点

下記の方針を明確化しています。

イ. 新規取引時の調査義務付け

ロ. 調査に問題があった場合の管理担当役員を中心とする対応方法

ハ. 機関紙等送りつけ時の受取り拒否、あるいは返送対応等

ニ. 苦情に乗じたアプローチへの対応等

③取引先が反社会的勢力と判明した場合の対応方針

何らかの係わりが判明した場合には、これらの勢力との関係を断ち切る強い意志を持ち毅然として対応します。また、必ず所属上長へ報告し、管理担当役員へ相談します。管理担当役員は、役員間での協議、顧問弁護士、外部専門家、必要に応じて警察等へも相談し、対応を指示します。

④面談要求への対応

相手や要件の確認、応対場所の選定、応対状況の記録、念書等書面作成の回避、法的手段の検討、あるいは警察・暴力追放運動推進センターとの連携等、具体的な対応方法を定めています。

⑤社内体制の確立

以下の体制整備をしています。

イ. 人事部による社内研修等の場における定期的な注意喚起の実施

ロ. 経営管理部による取引先調査情報のデータベース化により、報告や迅速な対応の実現

ハ. 顧問弁護士や警察等から適時、指導・アドバイスを受けられる緊密な連携の確立

8. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当社の内部統制システムにつきましては、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後において、見直しを実施しております。

当事業年度のうち、上記改定後につきましては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制が適切に運用されていることを確認しております。また、反社会的勢力の排除に向けた対応については、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としている他、新規取引開始までにすべての継続取引予定先のチェックを行っております。

(1) 当社のリスク管理体制

当社では、「リスク管理規程」に従って、当社に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っております。

(2) 当事業年度における主な会議の開催状況

①取締役会は月に1回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役、社外監査役が出席しております。

②監査役会は月に1回開催され、取締役の職務執行状況をはじめ営業拠点への臨店監査を定期的に開催しております。

(3) 内部監査の実施

当事業年度における当社及び子会社の主な取り組みとしては、内部監査基本計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

(4) 従業員教育の実施状況

当社及び子会社は、従業員による法令等の遵守、企業倫理の浸透を徹底するため、「コンプライアンス規程」を策定しており、すべての従業員に対して教育研修を実施しております。

9. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

10. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、財務体質の強化及び更なる事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた剰余金の配当を積極的に行うことを基本方針としております。

上記の方針に基づき、今後の成長投資への内部留保を総合的に判断した結果、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき普通配当8円、年間配当金8円として2025年3月27日開催の第19期定時株主総会に付議いたします。

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,918,600	流動負債	5,220,976
現金及び預金	4,198,305	買掛金	281,764
売掛金	1,904,190	短期借入金	1,160,000
営業投資有価証券	2,139,445	1年内返済予定の長期借入金	468,198
商品及び製品	10,448	未払金	748,974
原材料及び貯蔵品	2,105	未払費用	841,468
前渡金	26,390	未払法人税等	400,819
前払費用	372,840	未払消費税等	312,390
1年内回収予定の長期貸付金	1,999	前受金	649,637
預け金	190,910	リース債務	6,847
その他	92,594	その他	350,875
貸倒引当金	△20,631	固定負債	4,274,373
固定資産	9,547,030	長期借入金	3,537,516
有形固定資産	2,953,219	リース債務	5,064
建物	2,442,154	資産除去債務	718,664
減価償却累計額	△1,127,589	その他	13,129
建物(純額)	1,314,564	負債合計	9,495,349
車両運搬具	31,426	純資産の部	
減価償却累計額	△8,488	株主資本	8,465,156
車両運搬具(純額)	22,938	資本金	699,585
工具、器具及び備品	611,349	資本剰余金	929,640
減価償却累計額	△546,514	利益剰余金	9,272,311
工具、器具及び備品(純額)	64,834	自己株式	△2,436,380
土地	1,538,479	その他の包括利益累計額	△78,980
リース資産	43,229	その他有価証券評価差額金	△78,980
減価償却累計額	△30,827	新株予約権	37,512
リース資産(純額)	12,401	非支配株主持分	546,592
無形固定資産	2,320,608	純資産合計	8,970,281
のれん	1,320,307	負債純資産合計	18,465,631
ソフトウエア	969,167		
ソフトウエア仮勘定	11,151		
その他	19,982		
投資その他の資産	4,273,203		
投資有価証券	1,604,165		
長期前払費用	146,644		
長期貸付金	833		
繰延税金資産	644,436		
保険積立金	279,309		
差入保証金	1,591,125		
その他	6,690		
資産合計	18,465,631		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	17,739,874
売上原価	1,276,770
売上総利益	16,463,103
販売費及び一般管理費	13,884,017
営業利益	2,579,086
営業外収益	11,523
受取利息	349
補助金収入	2,191
その他	8,982
営業外費用	28,947
支払利息	22,626
支払手数料	1,779
投資事業組合運用損	240
その他	4,302
経常利益	2,561,662
特別利益	85,103
固定資産売却益	2,893
新株予約権戻入益	82,210
特別損失	368,809
減損損失	81,526
固定資産除却損	24,430
投資有価証券売却損	170,061
投資有価証券評価損	92,791
税金等調整前当期純利益	2,277,956
法人税、住民税及び事業税	725,991
法人税等調整額	△42,159
法人税等合計	683,831
当期純利益	1,594,124
非支配株主に帰属する当期純利益	70,573
親会社株主に帰属する当期純利益	1,523,551

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで) (単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	699,585	929,640	7,981,454	△1,843,347	7,767,333
当期変動額					
剰余金の配当			△232,694		△232,694
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,523,551		1,523,551
自己株式の取得				△593,032	△593,032
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	1,290,856	△593,032	697,823
当期末残高	699,585	929,640	9,272,311	△2,436,380	8,465,156

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	△320,172	△320,172	100,693	476,019	8,023,873
当期変動額					
剰余金の配当					△232,694
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,523,551
自己株式の取得					△593,032
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	241,192	241,192	△63,181	70,573	248,584
当期変動額合計	241,192	241,192	△63,181	70,573	946,408
当期末残高	△78,980	△78,980	37,512	546,592	8,970,281

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 6社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社サンマリエ
株式会社K Village
IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社
株式会社ZWEI
株式会社セルフフィット
株式会社アイモット

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社サロンセルフフィットは2024年1月1日付で株式会社セルフフィットを存続会社とする吸収合併を行ったこと、また、同じく連結子会社でありました株式会社カンナムドールは2024年4月1日付で株式会社K Villageを存続会社とする吸収合併を行ったことに伴い、連結の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

・商品及び製品

主として先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…………… 3～25年

車両運搬具…………… 2～6年

工具、器具及び備品… 2～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. 長期前払費用

均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

ニ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主として国内の顧客に対して加盟店事業、直営店事業、マッチング事業、及びライブデザイン事業を行っており、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、顧客との契約に基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社グループの営む事業における、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

イ. 加盟店事業

加盟店事業における収益は、主に加盟金収入及び月会費等の収入からなります。

(一) 加盟金収入における履行義務は、当社が運営する「IBJ」に加盟した顧客に対し、結婚相談所開業に必要となる「IBJプラットフォーム」のシステムへ登録を行い、加盟した顧客が利用（ログイン）可能な状態とすることであり、当該履行義務は加盟結婚相談所アカウント発行時の一時点で充足されることから、当該要件を満たした時点で収益を認識しております。なお、加盟金収入に係る対価は、履行義務の充足前に前受しております。

(二) 月会費収入における履行義務は、加盟結婚相談所が結婚相談所業務のため継続的に「IBJ」のシステムを利用できるようにすることであり、当該履行義務はサービスの提供期間に応じて一定期間にわたり充足されることから、当該期間にわたり収益を認識しております。なお、月会費収入は、履行義務がすべて充足した時から概ね1カ月以内に受領しております。

ロ. 直営店事業

直営店事業における収益は、主に当社グループが運営する直営結婚相談所への入会費、月会費、サポート費、成婚料の収入からなります。

(一) 入会費収入における履行義務は、当社グループ直営相談所のシステムへ登録し、利用（ログイン）可能な状態にすることであり、当該履行義務は入会契約を締結し、システムへ登録した一時点で充足されるため、当該要件を満たした時点で収益を認識しております。なお、入会費収入に係る対価は、履行義務の充足前に前受しております。

(二) 月会費収入、サポート費収入における履行義務は、会員が当社グループ直営相談所で活動ができるようにすることであり、当該履行義務はサービスの提供期間に応じて一定期間にわたり充足されることから、当該期間にわたり収益を認識しております。なお、月会費収入に係る対価は、履行義務がすべて充足した時から概ね1カ月以内に受領しております。

(三) 成婚料収入は、会員が成婚した際に收受する成果報酬型の収入であり、会員が成婚した一時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、成婚料収入に係る対価は、成婚後の請求の後、概ね1カ月以内に受領しております。

ハ. マッチング事業

マッチング事業における収益は、主に婚活パーティー参加費、アプリ会員からの月会費収入からなりません。

(一) 婚活パーティー参加費収入における履行義務は、顧客が当社の提供する婚活パーティーに参加することであり、当該履行義務は婚活パーティーの開催と当該パーティー参加者の参加により充足されるため、当該要件を満たした時点で収益を認識しております。なお、婚活パーティー収入に係る対価は、履行義務の充足前に前受しております。

(二) アプリ会員からの月会費収入における履行義務は、アプリサービスを利用（ログイン）可能な状態にすることであり、当該履行義務は顧客の契約期間にわたり充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。なお、アプリ会員月会費収入に係る対価は、履行義務の充足前に前受しております。

ニ. ライフデザイン事業

ライフデザイン事業における主な収益は、主に授業料収入、保険代理店手数料収入からなります。

(一) 授業料収入における履行義務は、入校者に授業を提供することであり、当該履行義務は入校者に

授業を実施した時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。授業料収入に係る対価は、履行義務の充足前に前受しております。

(二) 保険代理店手数料収入における履行義務は、保険会社と顧客の保険契約締結であり、当該履行義務は保険契約の継続（所定の日にちまでに契約解除の申し出がない、保険契約が満期を迎えていない）により充足されるため、当該要件を満たした時点収益認識としております。なお、保険代理店手数料収入に係る対価は、履行義務の充足後概ね1カ月以内に受領しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、複数事業主制度に係る総合設立型厚生年金基金制度に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の金額が合理的に計算できないため、年金基金への要拠出額を退職給付費用として会計処理しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。但し、重要性がない場合は、発生年度にその全額を償却することとしております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,953,219千円
無形固定資産	2,320,608千円
減損損失	81,526千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗設備等を基本単位とし、のれん及び事業用資産については、管理会計上の区分に基づいて資産のグルーピングを行い減損会計を適用しております。収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損の兆候に該

当するか否かは、主として営業活動から生ずる損益の継続的なマイナス、経営環境等の著しい悪化に該当するか否か等により判断しております。また、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていない場合であっても、取得時点で見込まれていた事業の成長が達成されない場合や、取得時点の事業計画の前提となる経営環境の著しい悪化等が生じた場合には、減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の判断が必要になる可能性があります。事業計画には、店舗のリニューアル計画や新規入会者の見込み等の重要な仮定が含まれております。

固定資産の回収可能価額については、経営者が承認した事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に変更があった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 644,436千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

当座貸越に関する事項

当社グループは、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約等を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越限度額	2,730,000千円
借入実行額	1,160,000千円
差引額	1,570,000千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 42,000,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月25日 定時株主総会	普通株式	232,694	6.00	2023年12月31日	2024年3月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	302,302	8.00	2024年12月31日	2025年3月28日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当ありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして主に自己資金と長期借入を含む銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い短期的な預金や定期預金等で運用しております。

連結子会社が行う投資事業においては、主に自己資金と市場の状況や長短のバランスなどを調整して銀行借入による間接融資により資金を調達しており、これらの資金により上場投資信託、投資事業組合等への出資を行っております。

また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、主に個人の顧客に対するものであり、信用リスクに晒されています。営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に上場企業株式、投資事業組合への出資であり、市場価格の変動リスク又は発行体の信用リスクに晒されております。預け金は、預託先の信用リスクに晒されております。長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に本社及び店舗の賃借に伴う敷金及び保証金であり、預託先の信用リスクに晒されています。営業債務である買掛金及び未払

金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主に営業取引、設備投資及びM&Aに係る資金の調達を目的としたものであります。そのうち一部は資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、長期貸付金については、貸付先の財務状況を把握するなどのモニタリングを実施しております。また、差入保証金については、各事業部において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ハ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況の変化を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ニ. 価格変動リスクの管理

営業投資有価証券については、関連する運用規程に基づき、経営会議又は取締役会において投資判断を行っております。新規投資案件については、投資限度額や価格変動リスクの評価を含む投資計画を立案し、経営会議又は取締役会において、その投資計画の決定を行っております。また、投資先企業に関する経営情報を収集・分析し、リスク状況を継続的にモニタリングすることで、価格変動リスクの軽減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち63.4%が特定の取引先（クレジットカード決済や銀行口座振替等の回収代行会社）に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 営業投資有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	千円	千円	千円
株 式	486,331	486,331	—
投 資 信 託	152,107	152,107	—
(2) 長期貸付金 (*2)	2,833	2,815	△17
(3) 差入保証金	1,591,125	1,434,263	△156,861
資 産 計	2,232,397	2,075,518	△156,878
(4) 長期借入金 (*3)	4,005,714	4,097,930	92,216
(5) リース債務 (*4)	11,911	11,852	△59
負 債 計	4,017,625	4,109,783	92,157

(*1) 「現金及び預金」は現金であること、「売掛金」「預け金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内回収予定の長期貸付金については、長期貸付金に含めて表示しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて表示しております。

(*4) リース債務については、流動負債と固定負債を合算して表示しております。

(*5) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は1,944,739千円であります。

(*6) 市場価格のない株式等は、「(1) 営業投資有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	1,160,431

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	4,198,305	—	—	—	—	—
売掛金	1,904,190	—	—	—	—	—
預け金	190,910	—	—	—	—	—
長期貸付金	1,999	833	—	—	—	—
合計	6,295,406	833	—	—	—	—

(注) 差入保証金については、償還予定日が未定であるため記載しておりません。

(4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	468,198	1,185,448	290,448	267,948	524,071	1,269,601
リース債務	6,847	2,276	1,215	1,249	322	—
合計	475,045	1,187,724	291,663	269,197	524,393	1,269,601

(5) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券及び投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	486,331	—	—	486,331
投資信託	152,107	—	—	152,107

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	2,815	—	2,815
差入保証金	—	1,434,263	—	1,434,263
資産計	—	1,437,079	—	1,437,079
長期借入金	—	4,097,930	—	4,097,930
リース債務	—	11,852	—	11,852
負債計	—	4,109,783	—	4,109,783

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	加盟店事業	直営店事業	マッチング 事業	ライフデザイン 事業	
一時点で移転されるサービス	2,018,050	3,039,567	944,467	1,438,050	7,440,136
一定の期間にわたり移転されるサービス	1,346,978	5,959,971	690,268	2,065,190	10,062,408
顧客との契約から生じる収益	3,365,028	8,999,538	1,634,736	3,503,241	17,502,545
その他の収益	—	—	—	237,329	237,329
外部顧客への売上高	3,365,028	8,999,538	1,634,736	3,740,570	17,739,874

(注) 「その他の収益」には「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月31日)に基づく賃貸収入等及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づく投資収益が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 (売掛金)	1,597,012	1,873,067
契約負債 (前受金)	583,167	649,637

契約負債は、顧客から履行義務を充足する前に受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸用住宅等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
1,859,117	1,855,538

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に準じて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 221円93銭

(2) 1株当たり当期純利益 40円16銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	5,785,705	流動負債	3,335,176
現金及び預金	1,883,382	買掛金	346
売掛金	777,971	短期借入金	1,300,000
前払費用	195,632	1年内返済予定の長期借入金	396,956
預け金	171,132	未払金	353,473
関係会社短期貸付金	2,709,203	未払費用	482,018
1年内回収予定の長期貸付金	1,999	未払法人税等	218,130
その他	49,195	未払消費税等	161,250
貸倒引当金	△2,813	前受金	408,776
固定資産	8,272,321	その他	14,223
有形固定資産	300,177	固定負債	2,446,649
建物	724,875	長期借入金	2,172,399
減価償却累計額	△468,871	資産除去債務	274,250
建物(純額)	256,003		
車両運搬具	23,715	負債合計	5,781,825
減価償却累計額	△7,882		
車両運搬具(純額)	15,832	純資産の部	
工具、器具及び備品	317,646	株主資本	8,294,153
減価償却累計額	△289,305	資本金	699,585
工具、器具及び備品(純額)	28,340	資本剰余金	822,594
無形固定資産	748,067	資本準備金	699,585
ソフトウェア	748,067	その他資本剰余金	123,009
投資その他の資産	7,224,077	利益剰余金	9,208,354
投資有価証券	1,594,475	その他利益剰余金	9,208,354
関係会社株式	4,144,291	繰越利益剰余金	9,208,354
長期貸付金	833	自己株式	△2,436,380
関係会社長期貸付金	104,949	評価・換算差額等	△54,828
長期前払費用	140,587	その他有価証券評価差額金	△54,828
保険積立金	279,309	新株予約権	36,877
敷金差入保証金	579,830	純資産合計	8,276,202
繰延税金資産	374,759	負債純資産合計	14,058,027
その他	5,040		
資産合計	14,058,027		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	7,506,200
売上原価	135,873
売上総利益	7,370,326
販売費及び一般管理費	5,859,433
営業利益	1,510,893
営業外収益	834,392
受取利息	12,274
受取配当金	816,219
業務受託手数料	800
その他	5,098
営業外費用	30,237
支払利息	24,060
支払手数料	1,779
その他	4,397
経常利益	2,315,048
特別利益	83,660
固定資産売却益	1,450
新株予約権戻入益	82,210
特別損失	277,883
固定資産除却損	15,030
投資有価証券売却損	170,061
投資有価証券評価損	92,791
税引前当期純利益	2,120,825
法人税、住民税及び事業税	453,125
法人税等調整額	△47,184
法人税等合計	405,940
当期純利益	1,714,885

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	699,585	699,585	123,009	822,594	7,726,164	7,726,164
当期変動額						
剰余金の配当					△232,694	△232,694
当期純利益					1,714,885	1,714,885
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	1,482,190	1,482,190
当期末残高	699,585	699,585	123,009	822,594	9,208,354	9,208,354

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,843,347	7,404,996	△294,966	△294,966	100,058	7,210,088
当期変動額						
剰余金の配当		△232,694				△232,694
当期純利益		1,714,885				1,714,885
自己株式の取得	△593,032	△593,032				△593,032
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			240,138	240,138	△63,181	176,956
当期変動額合計	△593,032	889,157	240,138	240,138	△63,181	1,066,114
当期末残高	△2,436,380	8,294,153	△54,828	△54,828	36,877	8,276,202

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理以外のもの し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物…………… 3～21年
車両運搬具…………… 6年
工具、器具及び備品… 2～10年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ 長期前払費用
均等償却によっております。
なお、主な償却期間は5年であります。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、複数事業主制度に係る総合設立型厚生年金基金制度に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の金額が合理的に計算できないため、年金基金への要拠出額を退職給付費用として会計処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 300,177千円

無形固定資産 748,067千円

減損損失 ー千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 4,144,291千円

関係会社株式評価損 ー千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は市場価格がないため、実質価額と帳簿価額を比較検討することにより減損判定を行っております。実質価額の算定にあたっては、純資産に超過収益力を加味しております。超過収益力の毀損の有無は、経営者により承認された事業計画等を基礎として検討しております。事業計画には、店舗のリニューアル計画や新規入会者の見込み等の重要な仮定が含まれております。また、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

①短期金銭債権 42,722千円

②長期金銭債権 115千円

③短期金銭債務 11,011千円

(2) 当座貸越に関する事項

当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約等を締結しております。当事業年度末における当座貸越に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越限度額	2,400,000千円
借入実行残高	950,000千円
差引額	1,450,000千円

(3) 保証債務

以下の子会社の金融機関からの借入に対し、連帯保証人となっております。

IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社	1,426,109千円
-----------------------	-------------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 255,620千円

売上原価 ー千円

販売費及び一般管理費 87,205千円

営業取引以外の取引による取引高 832,364千円

7. 株主資本等変動計算書に関する事項

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	3,217,506株	994,700株	ー株	4,212,206株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等	13,428千円
未払事業所税	276千円
未払賞与	81,045千円
未払費用	12,379千円
貸倒引当金	861千円
減価償却超過額	23,753千円
資産除去債務	83,975千円
株式報酬費用	49,697千円
資産調整勘定	23,036千円
有価証券評価損	114,335千円
その他有価証券評価差額金	24,225千円
その他	6,065千円
繰延税金資産合計	433,078千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	37,144千円
その他有価証券評価差額金	27千円
その他	21,148千円
繰延税金負債合計	58,319千円
繰延税金資産の純額	374,759千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	IBJファイナンシャル アドバイザー 株 式 会 社	所有 直接100.0	役員の兼任 業務の受託 資金の貸付 債権の保証	資金の貸付(注) 資金の回収 債務の保証 利息の受取	1,831,147 2,057,800 1,426,109 12,113	関係会社 長期貸付金 関係会社 短期貸付金	104,949 2,709,203
子会社	株式会社セルフフィット	所有 直接100.0	役員の兼任 業務の受託 資金の借入	資金の借入(注)	350,000	関係会社 短期借入金	350,000
子会社	株式会社サンマリエ	所有 直接100.0	役員の兼任 業務の受託	受取配当金	72,000	—	—
子会社	株式会社ZWEI	所有 直接100.0	役員の兼任 業務の受託	受取配当金	744,219	—	—

(注) 資金の貸付及び資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 218円04銭
(2) 1株当たり当期純利益 45円21銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社 I B J
取締役会 御中

監査法人アリア

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	茂 木 秀 俊
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	山 中 康 之
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社IBJの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社IBJ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社 I B J
取締役会 御中

監査法人アリア

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	茂 木 秀 俊
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	山 中 康 之
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社IBJの2024年1月1日から2024年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

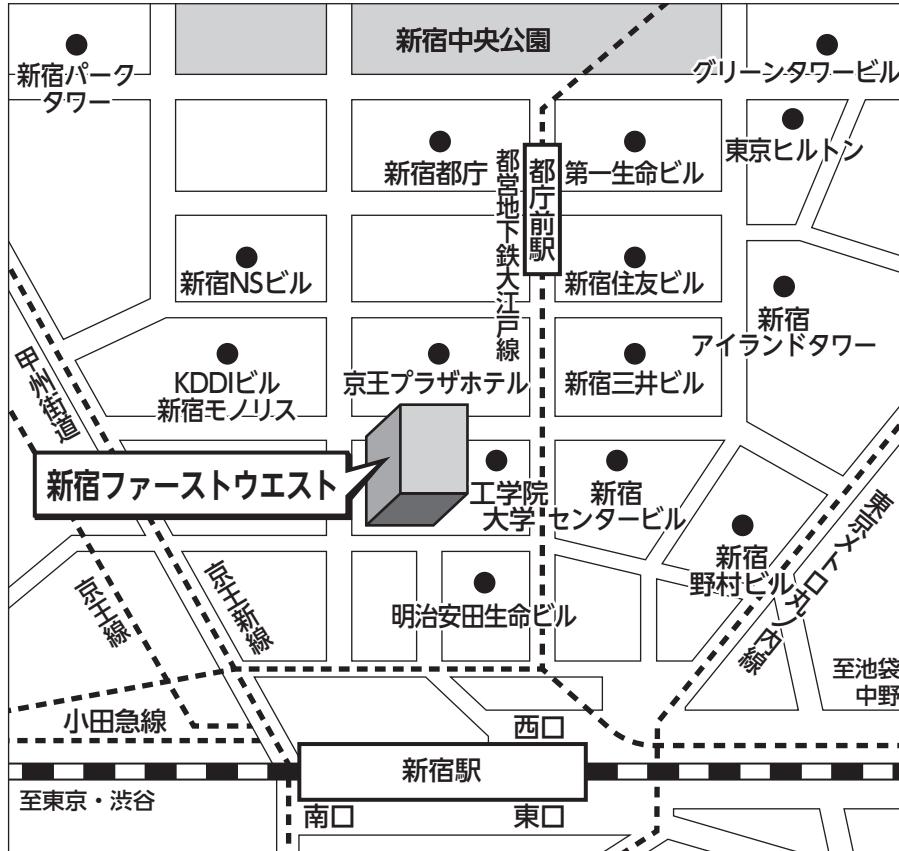
株式会社 I B J 監査役会
常勤監査役 二 ツ 矢 有 紀
社外監査役 寺 村 信 行
社外監査役 高 橋 修 平

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト（3F）

交 通 J R、京王線、小田急線、
地下鉄（東京メトロ丸ノ内線・都営新宿線） 「新宿駅」西口より徒歩5分
都営大江戸線「都庁前駅」 A 2 出口より徒歩3分
西武新宿線「西武新宿駅」 徒歩10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

